

農産物直売所イメージアップ事業 実施要領

第1 目的

この要領は、農産物販売促進支援補助金交付規程第4条第1項第六号に掲げる事業の実施に関して細目等を定めることにより、農産物直売所の一層の集客と安心・安全な農産物の提供を支援することを目的とする。

第2 農産物直売所の定義

この要領における「農産物直売所」とは、構成員3名以上の農業者の集団が運営し、地場農産物を直接、消費者に販売する施設かつうつつのみや地産地消推進店に登録している施設とする。ただし、農業協同組合が整備し、運営する直売所は除く。

第3 交付対象

① 農産物直売所等の改修支援

看板の製作、生産者・農産物情報提供のための写真代、販売棚の設置、簡易な店内改修、自主イベント用備品等の購入の際に要する費用の一部を支援する。

② 残留農薬の自主検査支援

残留農薬自主検査のための測定キットの購入及び検査に要する費用の一部を支援する。

第4 補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

ア 用地確保に要する経費

イ 建物の建設にかかる経費

ウ 他の施設での使用が可能な汎用性の高い備品等の購入費用（パソコン、机、椅子、事務機器等）

エ 既存施設、設備等の撤去費

オ 対象期間外に支出した経費

カ その他、事業の実施に関連性のない経費

第5 利用制限

1直売所、同一年度における申請回数は1回限りとする。また、同一年度内の農産物直売所等の改修支援、残留農薬の自主検査支援の併用は不可とする。

第6 その他

申請にあたり、以下2点について宣誓すること。

ア 事業の成果については直売所において積極的なPRを行い、更なるイメージアップのため消費者への情報提供・利便性の向上に努めること。

イ 農産物直売所出荷者全員が生産履歴記帳に取り組むこと。